

熱中症予防に係る小・中学校活動方針

丹波市教育委員会

基本方針

熱中症が危惧される状況では活動を延期または中止

気温 35 度、WBGT31 度以上の場合は、運動は原則禁止

行事等の実施にあたっての活動方針

- 1 活動時間の気温が 31～35 度未満、WBGT28～31 度未満の場合は、激しい運動を避け、予測された時点で内容の一部変更や実施方法を検討する。
例)・開催時間の短縮 ・プログラムの変更
・リレー等の走距離減 ・衣服の軽装化 等
- 2 活動時間の気温が 28～31 度未満、WBGT25～28 度未満の場合は、30 分程度の活動ごとに日陰や風通しのよい場所で休憩をとり、適宜、水分や塩分を補給する。
- 3 体調を崩した児童生徒については、すぐに運動を中止し、冷静に観察・判断し、迅速に必要な措置をとる。

部活動等の実施にあたっての活動方針

部活動や休み時間の過ごし方についても上記の活動方針に準じて実施する。

- 例)・ランニング、ダッシュの中止 ・帽子の着用 ・屋内の換気や気流の確保
・野球や剣道、柔道等の全身を覆うユニフォームの軽装化 等

※「環境省熱中症予防情報サイト」が提供する熱中症の発生しやすさを示す指数（WBGT：湿球黒球温度）の地域の予報を参照する。予報は 2 日前から確認できる。

URL：（PC）<http://www.wbgt.env.go.jp/>（スマートフォン）<http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

学校における熱中症予防のための留意点

◆ 熱中症予防の徹底

- 1 天候、気温、湿度等の環境条件に配慮した活動の実践
- 2 児童生徒への健康観察や適切な声かけ等の健康管理の徹底
- 3 水分補給と十分な休憩を取り入れた無理のない活動計画
- 4 児童生徒の休憩場所の事前の確保
- 5 児童生徒の体調不良を訴えやすい環境づくり
- 6 体調を崩した児童生徒の活動後の健康観察と適切な対応

◆ 「新しい生活様式」における熱中症予防のポイント

- 1 感染予防のため、換気扇や窓の開放により換気を確保しつつ、エアコンの温度設定を調整する。
- 2 マスク着用時は、負荷のかかる作業や運動を避け、距離を取り、適宜マスクを外して休憩をとる。
- 3 体育や運動部活動におけるマスク着用の必要はない。十分な距離を保つなどの配慮をする。

◆ 熱中症の疑いのある場合の適切な対応

涼しい場所
へ避難させる

水分や塩分
を補給する

衣服をゆるめ
体を冷やす

早期に病院
へ搬送する